

阿蘇家保だより

平成27年3月号

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



県内で豚流行性下痢（PED）が発生しました

今年に入り、菊池（1/14）、熊本（2/4）、天草（2/25）地域でPEDが発生しました。全国的にも、平成26年9月以降、再発及び新たな発生が確認されているところです。

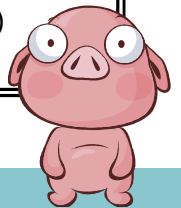
農家の皆様におかれましては、引き続き、農場への本病侵入防止対策と、飼養衛生管理基準遵守の再度確認をお願いします。また、飼養豚をよく観察し、水様性下痢、嘔吐、死亡（哺乳豚）、食欲不振等の症状が見られた場合は、直ちに当所へ御連絡ください。

侵入防止対策

- 長靴や衣服の交換・消毒の徹底
- 不必要な車両の入場を制限
- 農場進入車両の消毒の徹底
（とくにタイヤ、荷台周り、ペダル、ドアノブなど）

PEDを疑う症状

- ①複数腹の哺乳豚で半数以上が発症
- ②哺乳豚で発症後、他の哺乳豚へ半日以内に同じ症状が拡大
- ③同じ豚房内で複数頭が発症（繁殖豚、離乳・肥育豚等）



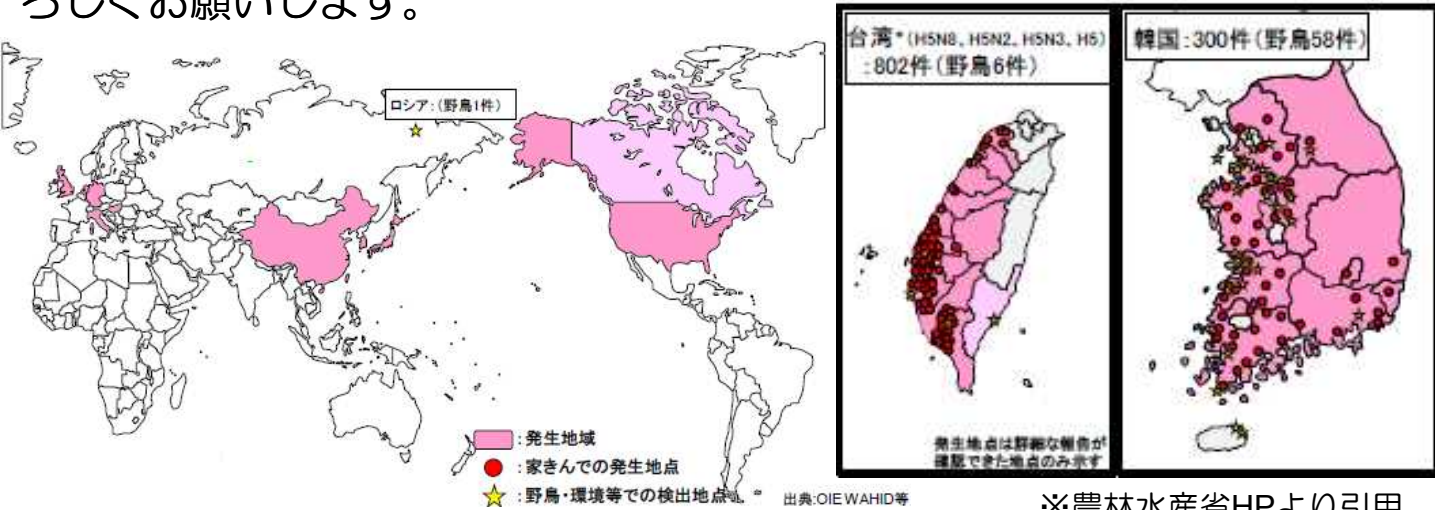
毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

毎月20日は飼養衛生管理基準の自主チェックおよび農場消毒を行う日です。口蹄疫や鳥インフルエンザ、PED等の家畜伝染性疾病の侵入を防ぎ発生を予防するためには、地域一帯の衛生水準を上げる事が重要です。農場を守るため、**20日の自主チェックと消毒を習慣化**させましょう！

鳥インフルエンザ警戒中！

熊本県では、今年度より高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間を11月1日～4月30日までの6ヶ月間に設定しています。

年末年始に国内4県5農場で発生し、今後、国内どこの農場で発生してもおかしくない状況です。韓国・台湾など近隣諸国での本病の発生状況も踏まえ、特別防疫対策期間中は、発生予防及び早期発見の徹底をよろしく願います。



BSE検査対象月齢が引き上げられます

我が国は2013年5月に、国際獣疫事務局（OIE）から「無視できるBSEリスク」の国に認定され、我が国のBSE対策の有効性が国際的にも評価されています。

これをふまえ、27年4月1日から死亡牛のBSE検査対象月齢が24か月齢以上から**48か月齢以上**に引き上げられます。なお、臨床症状からBSEが疑われる牛は従前どおり全月齢が検査対象です。

農家の皆様におかれましては、死亡牛の適切な処理をお願い致します。

家畜伝染病発生情報メールサービスをご活用下さい！

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。
下記アドレスもしくはQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>



定期報告をお願いします！

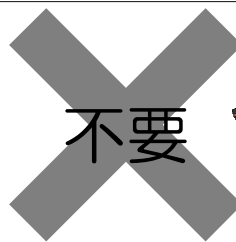
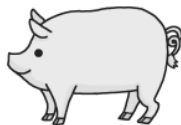
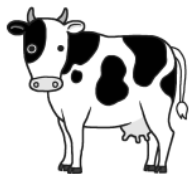
平成23年に家畜伝染病予防法が一部改正され、下記動物・家畜の所有者は、飼養状況及び衛生管理の状況を、毎年1回県へ報告することが義務付けられました。

定期報告実施の対象

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニブタも含む）、いのしし、鶏（烏骨鶏、ちゃぼを含む）、あひる（あいがもを含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を1頭（羽）以上飼養する者



必要



不要



※犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、インコ等は定期報告の対象外です。

平成27年は、2月1日の状況を定期報告書に記入し、地域を管轄する県の家畜保健衛生所まで提出してください。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	韓国	継続発生中	牛、豚	O
	韓国	継続発生中	家きん	H5N8
高病原性 鳥インフル エンザ	中国	2月2日	家きん	H5N6
		1月19日～2月19日	家きん	H5N2
	台湾	1月13日～2月18日	家きん	H5N8
		30日～2月1日、2月1日	家きん	H5N3

3月9日現在